

○議長（石橋英和君） 順番10、21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君） 60分の持ち時間が何となく50分に感じるこの順番ですけれども、今回の発言事項、通告は二点させていただいています。一点目は、以前も質問させていただきましたけれども、水道料金の質問です。二点目は、コミュニティバスとオンデマンド、デマンドバスとの併用をということで質問させていただきます。二点目は、以前からも同僚議員が多く質問されているんですけども、現状のコミュニティバス、経費等も考えて、補助金、投入される金額がどんどん減っていくという中で、今後どういうふうに展開していけばいいのかというのも考えて、質問させていただきました。

それでは、まず一点目、水道料金の算出とこれからの水道事業の展開について。

以前、水道料金の算出方法について質問させていただきました。その中で、大滝ダム負担金の負担割合2.9%を、本市は市の一般会計、水道事業会計、国庫補助金からと、全体の金額を3分の1ずつ負担し、支払っていましたが、そのうち国庫補助金で賄われている部分が、水道料金の算定に含まれていることに依然疑問を感じ、再質問させていただきます。

自分自身の認識では、水道事業のように人の生活、命に欠かせない事業に使われる国庫補助金とは、各市町村間で建設費用等の大きな差異をなくすため、さらには各市町村の住民の負担割合をなるべく平準化するためのものだと考えます。しかも、国庫補助金はそもそも国民の税金であります。その性質からもわかるように、国庫補助金には償還義務はあ

りません。それなのになぜ、水道料金算定の際に国庫補助金の償却分として価格に反映されているのでしょうか。

大滝ダム負担金から維持管理負担金に移行した今では、さらに市全体の負担率は減少しているのではないのでしょうか。そして、今後の水道事業の展開として、市民と企業との間で価格の差異を設け、多くの水道水を使用してもらった企業に、その利益部分を市民に還元していく方法も考えていかなければ、本市の水道使用量が減少傾向の中、水道料金が逆に上昇してしまうのではないかと考え、以下質問いたします。

小項目の1番、水道料金算出の中で、国庫補助金が含まれる割合をお教えてください。

2番、行政にとって、このような事業に対する国庫補助金とは、どのような性質のものと考えておられるのかお教えてください。

3番、現在大滝ダム維持管理費に変わりましたが、どのような負担割合になったのかお教えてください。

4番、国庫補助金の償却分が価格に反映されていることについて、どのような考えをお持ちなのかお教えてください。

5番目、今後、新たな水道事業を展開していかなければならない時期に来ていると感じます。現状をどのようにお考えなのかお教えてください。

次は、大項目の2番です。コミュニティバスとデマンドバスとの併用を。

北部ルートの実行、さらにダイヤ、ルートの変更などの新たな取り組みにより、コミュニティバスの利便性、必要性は増すばかりですが、何点か気になることがあります。

その一つに、現状では運営費用の赤字部分に対して、約8割が国からの特別交付金で補うことができています。しかし、この交付金の性質上、コミュニティバスを導入する市町村が増える、つまり交付金に対して分母が大きくなれば、本市に補助される金額も減少していくということです。

これからの他市町村の動向にもよりますが、確実に導入を進めていく市町村は増える傾向であると思われまます。さらに、現状のコミュニティバスではカバーできていない区域が多くあります。この現状を打開するため、新たなルート開設、バスの増便といったことは、本市の財政状況、さきに述べた交付金の性質を考えますと、困難な状況であると考えます。

そこで、今後の課題としてなのですが、現在1周90分必要なルートの円を縮小し、利便性、コスト面での改善を図り、ルートの円から外れた地域、さらには現状コミュニティバスが運行できなかった地域にも、デマンドバスで対応していく手段は考えられないでしょうか。

現状のコミュニティバスの機能を最低限維持すること、さらに財政的にも維持可能な状態にしていくことが一つ目の課題であり、二つ目は、住民サービスのさらなる向上のために、デマンドを対応していくことが必要になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、檀上からの質問は二点です。よろしくお願いたします。

○議長（石橋英和君）21番 岡君の質問項目1、水道料金の算出と水道事業の展開に関する質問に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（大倉一郎君）登壇〕

○上下水道部長（大倉一郎君）水道料金の算出とこれからの水道事業の展開についてのご

質問にお答えします。

まず、一点目の水道料金算出の中で、国庫補助金が含まれる割合についてですが、一般的に国庫補助金は建設投資に対して補助されており、公営企業会計においては、この補助金収入は当年度の建設費等に充てる資金的収入に計上されます。翌年度からは、建設投資額を法定耐用年数の期間にわたり、定額法により減価償却費として収益的支出に費用計上します。水1 m^3 をつくるのに必要な金額をあらわす給水原価は、平成24年度決算においては、1 m^3 当たり186円9銭です。このうち国庫補助に係る減価償却費を算定しますと、昭和47年度に大滝ダム建設事業費に本市が参画して以降の国庫補助金は37億円で、その減価償却費は、平成24年度は約6,540万円であり、年間有収水量は705万 m^3 のため、国庫補助金部分の給水原価は9円28銭、給水原価全体の4.99%となります。また、一般的には、水道料金算定においては、営業費用並びに資本費用を総合して総括原価として捉え、料金を決定していきますが、本市の現在の料金単価は、消費税引き上げ後も税込み価格を据え置き、1 m^3 当たり178円としています。

次に、二点目の行政にとって、このような事業に対する国庫補助金とはどのような性質のものとするかについてですが、こうした水道事業に対する国庫補助金は、主に水道施設建設の一部に充てられます。これは、水道料金という収益を獲得するために必要な初期投資額を抑制する効果を発揮するものです。水道は、国民生活に欠かせない根幹的インフラであり、全国民がその恩恵を受けられるべきですが、水道事業は装置産業と言われるように、事業には多額の建設投資費用が必要となってきます。そのため、各事業体に対して、必要な施設建設について、より実施しやすくするため、国庫補助金は資金面での国からの

補助ということですが、その建設が完了した後は、水道料金という収益を獲得できるわけです。

また、地方公営企業法では、公営企業は企業債の発行は可能ですが、民間企業のように株式発行による資金調達はできません。そのため、株式発行にかわるものとして、補助金が位置づけられているとも言えます。建設投資のための財源については、後年度世代が負担する企業債と税金による補助金、そして自己資金のバランスをとったものとしなければなりません。したがって、国民の生命、生活に欠かせない水道水を、安心・安全に供給するために、国庫補助金は活用されているものと考えています。

次に、三点目の大滝ダムの維持管理費の負担割合についてお答えします。ご存じのように、大滝ダムは平成24年度に建設完了し、25年度から供用を開始されています。大滝ダム建設事業における橋本市の負担率は2.9%であり、総事業費約3,640億円のうち、2.9%分、約106億円を昭和47年度から平成24年度までの41年間にわたり、建設負担金として負担しました。

供用を開始した平成25年度からは、新たにダム維持管理のための費用が発生しており、本市の維持管理費負担割合は、建設負担割合と同じ2.9%です。今回、特例措置として、橋本市と和歌山県で負担額軽減のための原水供給契約を結んでおり、平成27年度より、一定の維持に要する費用の軽減を受ける予定です。

次に、四点目の国庫補助金の償却分が価格に反映されていることについて、どのような考えを持っているのかということですが、まず本市が採用してきた減価償却の会計処理は、国庫補助金部分も含めて減価償却するフル償却処理をしています。ご承知のように、減価償却は企業会計特有のものであり、耐用年数

期間にわたり、建設投資額を費用配分して、耐用年数が経過し、更新の時期を迎えるときには、その資金が蓄えられるという資金回収の効果があります。フル償却を行い、補助金部分についても償却していくことについては、将来の更新投資時には同じ補助金を受けられるものとは限らず、減価償却費の計上を通じて、補助金部分も内部留保しようとするものが、このフル償却の考え方です。

平成26年度からの会計基準改正により、公営企業特有のみなし償却は廃止され、フル償却に統一されました。なお、水道料金算定のための総括原価の算定における算入項目、控除項目については、日本水道協会においても、この会計基準改正に伴い、さまざま検討している状況にあります。今後、本市水道においても、料金改定を検討していく際には、一点目に申しましたとおり、これらのことを踏まえて、総括原価として捉えて取り組んでいかなければならないと考えています。

最後に、五点目の今後、新たな水道事業を展開していかねばならない時期に来ているのではないかと、現状をどう考えているのかについてお答えします。この9月議会に、平成25年度の決算書を提出していますが、平成25年度末での未処理欠損金、累積赤字は4億3,261万7,273円となっています。ここ数年は、単年度黒字を計上し、年々累積赤字は減ってきています。さらに、本年度、平成26年度から会計基準が見直されることに伴い、現金収入を伴わない収益化の増加による会計上の利益額が増えることにより、累積欠損金は累積黒字へと転じることとなります。

しかしながら、今回の会計基準改正に伴う利益額の増は、現金収入を伴わない利益の増加であり、今後の老朽管更新や耐震管布設事業、機械設備、電気設備の更新事業などの事業に多額の資金が必要となり、また水道事業

収入の根本である給水収益については、給水人口が年々減少を続けている中、節水型社会のさらなる進展も相まって、今後もこの減少傾向が続くものと予測されるため、今後の財政状況はより厳しいものとなってくると考えています。こうしたことから、給水収益の確保のためには、新たな水需要の創出に取り組まなければなりません。大口需要者である企業向けに、安価で水を供給できる個別需給給水契約制度を検討する段階となってきています。こうした水道事業を取り巻く現状において、将来の事業計画を詳細に検討するとともに、低廉で安心・安全な水道水を供給すべく、職員一丸となり、取り組んでまいります。

○議長（石橋英和君）21番 岡君、再質問ありますか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

小項目の1番から行かせてもらいます。以前にも聞かせてもらったので、そのときとちょっと割合が変わっているのかなど、僕の記憶違いかなと思ったんですけど、ここでお聞きしたいのは、現在大滝ダム負担金から維持管理負担金に移行していますよね。その中で、先ほど通告でも述べさせてもらったんですけども、当時は本市のほうからも一般会計から3分の1、企業会計のほうから3分の1、国庫補助金から3分の1という形で捻出されていました。その中で、今は企業会計のほうからの分だけでしか出てないんですけども、実際、今僕は気になっているのは、国庫補助金の部分だけを書かせてもらってんですけど、橋本市自体が出していた部分というの、3分の1分は現状減っているんですよね。

維持管理負担金に変わっているということは、本市からは出ていないんですよね。企業会計のほうから出とるんですよね。違うんですか。本市のほうからも出ているんですかね。

その辺、ちょっと教えていただけますか。

○議長（石橋英和君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）大滝ダムの維持管理負担金についてのご質問だと思うんですけども、平成24年度までにつきましては、大滝ダムの工事費負担金として負担をしておりました。それで、25年度からは、維持管理負担金ということで、新たに維持管理負担金が発生する形になりますので、企業会計のほうから負担するという形になります。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）そういう中で、国庫補助金が4.99%、その中で、恐らく本市分の償却分としても数パーセント、これに近い数字がのってくると思うんですけども、それがなくなった今、なくなったというか、自分の考えでは、企業会計の水道料金の算定の際に、企業会計はもちろん単年度決算ではないので続いていくんですけども、あと国庫補助金に関しては、その単年度、単年度でいただいている部分に関して、企業会計からは償還はしませんよね。

例えば橋本市が出した分に対して、水道事業として、それは借り入れとして考えて、借り入れとしてそれを償還していくという義務は発生していないということですよ。それは、国庫補助金と同じ性質のものだと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（石橋英和君）財政課長。

○財政課長（吉本孝久君）大滝ダムの負担金の支払いにつきましては、一般会計出資債というのを発行しております。当然、交付税算入は2分の1あるんですけど、それについては一般会計で償還をしております。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

そうしたら、やっぱり問題になってくるのは、国庫補助金の部分が一番大きいという話

になってくるのかな。

話をもとに戻しますけれども、そしてこの国庫補助金、以前から自分の中では先ほど述べた考えの性質のものだと思っているんですけども、今、この小項目の2番で答弁いただいたのは、抑制するものやと。あと株式発行にかわるものとして、国のほうからいただいている。建設費用を安くするためにいただいているという性質のものやということでした。これは、僕と全く考えが同じやと思うんですけどね。建設費用を安く抑制するから、負担を少なくするためにということではいただいているはずなのに、抑制はしているけども、価格は抑制しませんよという話は、ちょっと僕には納得できないんですけど、その辺のお考えはどういうお考えで、こういう形で償却分がのってくるんでしょうかね。

○議長（石橋英和君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）今の補助金部分が本来価格に反映されているかという質問だと思んですけども、価格につきましては、補助金部分は減価償却費という形で、耐用年数に応じて、水道管でしたら約40年間で減価償却をしていくという形になりますので、毎年かかった費用に、補助金部分も含めた形の将来更新事業にあたる費用をため込んでいっておると、留保していているという形になりますので、補助金部分を単価に含んでないかということについては、補助金に対応するような補助金的なものは含んでいると、私は考えております。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）おっしゃられている意味はわかるんです。償却もしていかなければいけないし、企業会計上、償却していくことは非常に有利なので、償却はしていったらいいんですけども、その償却の中で、償却部分は償却部分でちょっと分けて考えてもらいた

いんですけど、価格にのせていくというのは、どうも僕には理解できないんですよ。先ほども言いましたけど、国庫補助金というのは建設費用を抑制するものである。つまり、その地域の住民の方、その行政の負担割合が高くないようにということで、補助金をいただいているにもかかわらず、結果、水道料金はいただいた補助金の分も価格に反映されるということになると、建設費用にかかった丸々の分が、結局はその地域の住民の方の水道料金としての負担になっているのであれば、補助金の性質上、実際本市が払うべきお金は減ったかもしれませんが、水道料金として考えたときには、その部分がのっていることがおかしいと、僕は感じているんです。

だから、減価償却していくのは、企業会計なので当たり前なんやけども、補助金の性質上、それを価格にのせていくのは、僕はちょっと疑問に感じているので、この質問をさせてもらっておるんです。これは、恐らく今部長がおっしゃったのは、僕も以前質問させてもらってからいろいろ考えたんですけども、確かに水道事業というのは、一度投資したら終わる事業ではないので、管の交換も迫っていますし、どんどんお金がかかってくる事業というのは、もちろん理解しておるんです。そのために、減価償却部分を価格にのせると、実際市民の負担は増えますけども、その分、利益率が上がりますんで、この5%というのは、もう基本的に完全な利益率ですわ。コストがかかっていませんのでね。いただいたお金の部分を回収しているという部分、返さなくていい部分を回収しているんで、5%は完全な純利益。その純利益の部分を、完全にプールできるという部分で、非常に有利ではあるので、実際僕も調べたんですけども、この方法をとっている自治体は結構普通にありま

すよね。水道料金にこれをのせているというのは、結構あります。別段、それが問題とは言いませんけども、ただ、本市の場合は基本的に高い水道料金であるにもかかわらず、これをのせることによって、本市の負担がさらに増えていることに問題があるのではないかなと思って、この部分はどうかならないかなということで、質問させてもらったんですけども、実際部長のおっしゃっていることも重々理解しておるんです。

ただ、自分の中で理解でけへんというか、以前ちょっと全体的にやってしまうのは、話のつじつまが合わないんですけど、先ほども答弁いただいたんですけども、今、みなし償却からフル償却へ変わりましたよね。そして、ここでお聞きしたいのは、先ほども答弁いただいたんですけども、今までの累積赤字はどくなるんですか。これは、黒字に思いつ切り変わっちゃうんじゃないんですか。その辺、まず答弁いただきたいんです。

○議長（石橋英和君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）企業会計の改正によりまして、平成26年度から企業会計の改正が行われるわけでございますけども、質問の内容については、今、議員のご指摘のとおりだと思います。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）償却の性質上、今までみなし償却からフル償却にすれば、一気に黒字に転換するというのは、実際普通に考えればそうなんですけども、そこで気になるのが、以前私が議員になりたてというかならせていただいたところに、この水道事業の件で多くの先輩議員が結構質問をされていたのを記憶しておりまして、その中で、2番議員が質問された中で、プールされている金額がこんなにあるのに赤字もこんなけあると。でも、プールされているこんなけあるんやから、水道料

金が少しでも安くできないかという質問に対して、当時の行政の答弁が、いややはり累積赤字が黒字に転換するまでは、なかなか水道料金というのは下げれないんですよ。

でも、僕はそのときからずっと疑問に思っていたんです。何でこんなけの赤字がある企業が、これだけのプール金を持っているのか。あり得ないです。そんな企業はないんですよ。どっからか借りてきたお金じゃなくて、自己資金としてこれだけのお金を持っていて、こんなけ赤字の企業というのは成り立たない。

僕は本当にいろいろ考えたんですけど、結局はみなし償却のかげんもあるし、先ほどの償却の件で結局こうなるとるのかなというのが、自分の中での答えで行き着いているんですけども、先ほど現金収入を伴わない黒字になると。実際そうやと思います。利益で黒字になったわけではないので、現金収入は伴わないと思います。

ただ、ここで一点、じゃ逆に聞きたいんですけど、それやったら、今までの赤字も現金での赤字じゃなかったんじゃないですか。それは償却部分の赤字で残っていた部分じゃないんですか。それとも、現金でそれだけまるっと赤字になっていたんですかね。ということは、現金収入を伴わない黒字であったとしても、もともと現金収入を伴わない赤字であったのであれば、話は全く一緒じゃないですか。現金収入を伴わない黒字だからできませんという話は、もともと現金収入を伴わない赤字やったらできるんじゃないですか。現金収入がなかった赤字で、現金収入を伴わない黒字で黒字になったという話じゃなくて、現金収入をもともと伴っていない赤字が、現金収入を伴わない黒字で黒字になったというだけの話じゃないですか。その辺、ちょっと整理したいんで答弁をお願いします。

○議長（石橋英和君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）これまで歴代上下水道部長の答弁によりますと、値下げができない理由としまして、合併以降、黒字になってきたわけでございますけれども、値下げできない理由の整合性ということのご質問だと思います。従来から水道料金の値下げができない理由としまして、累積欠損金があること、また供給単価と給水原価が逆転していること、また更新投資のための資金の確保をしなければならぬこととお答えをしてきました。

このことについて、一点目の累積欠損金については、平成26年度に会計基準が改正されることによりまして、今年度決算において一気に解消されます。二点目については、給水原価が供給単価を上回っている状況については依然としてあります。仮に補助金部分を減価償却しなければ給水原価は下がり、収支は見かけの上良くなります。しかしながら、この部分は、減価償却による資金積み立て効果がなくなり、黒字だが資金不足により倒産する黒字倒産と似た状態にもなりかねません。そのため、必要な更新事業もできなくなるおそれがあります。三点目の5次拡張事業での今後多額の資金が必要になります。安心・安全に事業を継続していくために、計画的な施設更新は不可欠であります。健全経営のための将来の施設更新のための資金確保が必要です。更新投資を控えて、料金を下げるとか、応分の負担をして安心・安全のための更新投資を行うか、どちらかを選択するしかありません。水道は、インフラライフラインの根本的インフラです。水道事業を経営するものとして、持続的に安心・安全に安定経営を行っていく責務があることから、以上の状況を判断すれば、料金のほうも値下げはできてこないという形になろうかと思えます。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。ちょっとしんどい答弁をいただきました。ありがとうございます。

部長のお答えは当然のことやと思います。水道事業というのを、価格だけで追っていくと、破綻すると市民の安心・安全が守れない。当たり前の話やし、それももちろん理解はしとるんです。ただ、ここで僕が一番言いたいのは、開始した当初、今までプールしてきたお金というのは、事後に対しては自己資本になるわけですよ。数十億円、自己資本になりますよね。でも、一番最初にスタートしたときは、自分ところから借金を出しの、補助金をもらいのという形になって、簡単にいえば人から借りたお金で返さんでええかもしれんけども、市からも出しているし、企業会計からも出しているという借金的なもので事業は始まっておるわけですよ。

次は、自分の中でプールしている自己資本でやっていくという話になるんで、次の再投資に関しては、金額的には変わらないかもしれないですけど、体質的にはかなり楽になる。でも、企業会計って本当はそうなんです。自分ところのプール金でやったらすごい楽なんですけど、同じお金でも借りてきたらしんどいんですよ。

でも、これは企業会計で考えたらそうなんやけども、実際にふたをあけてみたら、補助金でやる部分って返さんでいいんで、結局自分とこの資本がどんだけあるかというのを考えていかなあかんという話になってくるから、今回の投資額というのは、基本的には必要やけども、最初にスタートするよりは非常に楽になる。お金があるんやから。ただ、それは机上の理論だって、わかっておるんですよ。今の現状でいうたら、当時と何が違うかといったら、人口がどんどん減っていく中、水道の使用量も減って、実際水道から得られる利

益というのは以前よりも減少しているの、それはもう完全に机上の理論ということでわかるとるんで、それも言うても始まらないんですけど、一点残念なのは、プールする必要はあって、今の現状が過去20年間の間でわかっていたというのであれば、今までの価格でやってきたというのは正解やったんかもしれないんですけど、これって結局最終的にこんなけプールできたからよかったという話になっておるんやけども、その当時からしたら、もうちょっと価格は抑えれたん違うかなというのが、一点、やはり自分の中ではちょっと残念なんかなと。

でも、結果オーライなんです。プールできて、次回のときにこれだけの余剰金というかプール金があるんで、橋本市の水道事業に関しては成り立っていきけるんやという結果が出ているんで、それは、今は結果論としても非常によかったかなというのはあるんです。ただ、それも市民の負担が大きかったというのがあるんで、それが結果成り立つとるんやけども、やはりこの水道事業というのを考えたときに、将来20年、30年の展望を、当時の橋本市が15万人都市をめざしていた橋本市が、その展望をその当時にこういった状況になるというのを感じ取るのは難しかったので、結果オーライの結果、こういう形にはなったと思うんやけども、だから今、みなし償却からフル償却に変わって、赤字が飛んで、そして国庫補助金の約5%を今値下げしたらどうなるんやという話をすると、もちろん結果はわかっています。企業会計はしんどくなります。ほんで、水道事業自体も成り立たなくなる可能性があるんで、それはもちろん重々わかっておるんです。

それで、僕も考えて、ここばかり言っても仕方がないなということで、最後にこの質問をさせてもらったんですけど、僕だけ

じゃなくて、平木市長も、市長になられる前に何回かお話はされていましたが、僕も全く同じ思いで、やはり企業用水がない橋本市、公平性とか考えると、企業にも市民と同じ値段で売っていかなければいけないという感覚はわかるんですけども、そうではなくて、やはり先ほどご説明いただきましたけども、ダム維持管理費を県と話をして抑制するという形になりましたよね。これは担当課の方からご説明いただいたときに、県のほうの0.45の権利の方を使わせてもらって、橋本市の持っている1㎡分はもうちょっと使用しないよと。使用しないというか、同じ水なんやけども、ちょっと違う枠で使用させてもらいますよという方法で抑制していくという形になりますよね。その中で1㎡分、橋本市はダムの建設費も含めて2.9%、これはもう正直な話、水が余っているという考え方はおかしいかもしれないんですけど、使用できる分量は余っているんですよ。実際、それだけの水が流れているかどうかは別としてね。だから、その余っている部分というのを、やはりそれはコストがかかっているんで、薄利多売という部分で考えて、その部分でコストを稼いで、その稼いだコストの分だけを住民に還元していけば、僕は不公平にならないと思うんですよ。公平の観点で言うと、もちろん皆さん同じ金額でやっていくのが公平の観点なんやけども、実際、企業に安く買ってもらって、大量の水を使っただけ。その使っただけの利益分に関して市民に還元すると、それに対して不公平感はないと思うんです。結局は、企業会計上も何の負担もなく、価格を下げられる可能性があるし、住民は、企業はもちろん安く買っているけども、その恩恵を受けて住民の価格も下がるのであれば、それは橋本市にとっても権利を持っている限り、やっぱりそういう道を探していくべきやと思うんです

けども、先ほどちょっと答弁いただいたんですけども、今後の展望としては、やはり価格を下げていくのは、もうここしかないのかなと。つまり、橋本市の強みは水の権利がある。水の権利をどうやってお金にかえていくかというのが、今後の本市の展望やと思う。今までは、権利が足を引っ張っていたかもしれませんが、でも、権利をチャンスに変えないと、そんだけの使える権利があるんです。それを使わないから、コストが上がるんです。使えば、必ずコストは平準化してくるんです。下がってくるはずなんです。企業誘致も頑張っているんで、やはりそういう水を多く使う、特に工業用水で使用する部分じゃないんで、もったいないんで、できれば本当に水として使えるような企業、洗ったりするんじゃないんで、水として洗っている企業とかを誘致するのに、これだけの権利が橋本市にはあるんで、どうぞ使ってくださいと。しかも、水道水として、飲料水としてこれだけの価格で販売しますよという形であれば、将来的には何かビジネスチャンスが生まれるんじゃないかと感じておるんですけども、その辺を今後の展開としてやっていっていただきたいんですけども、その辺、答弁どうでしょうか。

○議長（石橋英和君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）議員のおただしのおり、和歌山県の今0.45トンを使って、維持管理負担金の軽減を行っているところでもありますけども、約10年先になるんですけども、合計的には1トンの水を使うより、和歌山県の0.45トンの水を使うことによりまして、8,000万円ぐらい維持管理負担金が安くなるということになります。

それで、議員のおただしのおり、今1トンの水の水利権を橋本市が持っているわけですが、1トンの水利権自体が今後10年先、20年先については、非常に大きな

水利権になりますので、これは財産という形に生まれ変わってくるのではないかと考えております。それで、その1トンの水をいかに有効に使うかということ、今後調査研究をしていかなければならないと考えておりますので、その点、またご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。ちょっときつい言葉になって、申しわけなかったです。

ただ、本当に国庫補助金の部分とかも、最終的には、今現状、橋本市には価格にのせていくのが必要な部分になっているのは事実なんですけども、やはりその中で安くしていく方法も探していかないと、本市の価格というのは、本当にこれから上昇していくのではないかと、本当に危惧しております。水の使用量、皆さんも家で使う水の使用量は、使う頻度は同じでも、洗濯機にしてもトイレにしても何にしても、節水型に変わっておりますんで、使う頻度は一緒でも、実際使っている使用量というのは、かなり下がっているはずなんです。

その中で、やはり水道事業として成り立っていくためには、どこかで顧客を見つけていかなければ、水道事業として成り立たないし、市民に対しても価格が下がることなく上がっていくという現象になってしまいますんで、やはり本市として今後の課題は、その水の水利権1m³をマックスまでどうやって使ってもらえるのか。それも市民じゃなくて、企業に対してどういうふうに売っていくのかというのを、今後の課題として本当に頑張っていたら、自分自身もこの質問をしたことにちょっと意義を感じたいんですけども。済みませんけども、先ほどの答弁で十分いただきましたので、どうぞよろしくお願いをいたし

ます。

一点目の質問を終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、コミュニティバスとデマンドバスの併用に関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（枅谷俊介君）登壇〕

○総務部長（枅谷俊介君）本市のコミュニティバス事業については、国土交通省より示されているコミュニティバスの導入に関するガイドラインに基づき、市内公共交通機関がカバーできない地域、いわゆる交通空白地域、交通不便地域を補完し、市内交通ネットワークの一部を形成するもので、橋本市生活交通ネットワーク協議会等での審議を経て、現在4ルート、1日6便の運行となっています。

議員おただしのコミュニティバスとデマンドバスとの併用についてでございますが、昨年度に策定しました第2次橋本市生活交通ネットワーク計画では、基本方針を、市民の生活を支え、誰もが安心して暮らせるまちの基盤として、効率的で持続可能な公共交通体系をつくり、育てるとして、本年度から3カ年で交通空白地、交通不便地を少しでも解消するために、コミュニティバス運行のためのガイドラインの策定やバス以外の移動手段の導入可能性の検討、モビリティ・マネジメントの実施などの取り組みを掲げています。

特に本年度は、ガイドライン策定のための基礎資料を得るため、コミュニティバスの利用状況の調査を計画しています。この調査では、乗車した人がどの停留所で降車したかを調査し、全4ルートで実施する予定です。

バス以外の移動手段の導入については、コミュニティバスとデマンドタクシーを併用している自治体の視察を行い、併用に至った経緯、運行方法、運行経費、導入効果や課題などを調査する予定です。

議員ご指摘のとおり、持続可能であり、多くの人が利用できる公共交通サービスの提供を図るためには、バス以外の移動手段の導入と、現行のコミュニティバスルート、ダイヤの見直しを並行して検討する必要があると考えています。

本年度のコミュニティバス運行に係る経費について、予算ベースではありますが、総額約6,000万円が必要で、運賃収入、国庫補助金を合わせた約3,000万円を差し引いた分が市負担になると計算しています。ただし、市負担については、その8割が特別交付税措置として算入されることとなっていますが、国庫補助金については、年々減少しており、市の財政負担は今後増加していくと思われま

す。平成18年から運行を開始し、市民に定着してきたコミュニティバス事業ですが、本事業にかかる市負担額の増加を抑えながら、さらに効率的で利便性のあるものにつくり上げていかなければなりません。そのためには、コミュニティバスとデマンド制の移動手段の導入を、利用実態、運行方法、運行経費などのさまざまな面から調査研究したいと考えていますので、ご理解、ご協力お願いいたします。

○議長（石橋英和君）21番 岡君、再質問ありますか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

コミュニティバスに関しては、同僚議員が本当に過去何度も質問しておりますので、ただ、今の実際にかかっている運行費用に対して、運賃の収入で賄えている部分も10%なかったのかな。間違えておったら、後で指摘してください。そういった中で、本当に赤字が増えても、補填がどんどんどんどん減っていくという補助のシステムの中で、福祉的要素の強い本市のコミュニティバスが存続していくためには、やはり何らかの形で費用を抑え

る部分が必要になってくる。ただ、ここで僕の提案しているコミュニティバスのルートの円を60分、これはもちろん利便性の確保、コストを抑えるという意味なんですけども、デマンドを投入すると、結局補助金の枠でいうたら同じ枠を使うんで、結局同じだけのお金がかかってくるというジレンマがあるんです。自分でもわかって質問させてもらってるんです。

ただ、この中で、ここで分けて考えなあかんのは、福祉的要素も含む部分を、やっぱりデマンドにおいては個人に対しても応能の負担をしてもらうというのかな。もちろんコミュニティバスも、将来ある程度の市民負担は必要になってくると思うんです。これは、議員として言うてええかどうか、悪いかわからないですけども、ただ、今の現状で考えてみたら、本当にコミュニティバスの存続自体がしんどくなってくるのではないかというのが、一番危惧されます。

市民にとって、一番何があかんのかというと、コミュニティバスにしても何にしても、それ自体のサービスがなくなっていくというのが非常に問題なんで、それで今後の課題として、コミュニティバスとオンデマンドの併用をどんどん進めていってほしいという意図で質問したんで、これ以上質問はないんですけどもね。ないですよ。再質問は別に、

これからもう検討していただけるという答弁をいただいたので、もう終わらなあかん時間になっとなるので終わりますけども、一点だけ、以前、11番議員も質問されたときに、やはり各地域、デマンドに関しても、システムがどんどん向上しています。安くできていて、結構性能のいいものができてきている。だから、導入に関しても、どんどんコスト面でも、あと利用面に関しても、いろんな施策を行っている市町村が、関東のほうでは特に併用している部分が多いんで、その先進地を本当に研究して、その中で自分たちの本市に合った形状に合うようなものがないか、導入できないかというのを、今後考えていっていただきたいと思います。

ただ、本市の場合、山あり谷ありでなかなか難しい地形なんですけども、そういったところも、各市町村、いろんなところを研究して、今後の課題として、本当に導入に向けて頑張っていたきたいと思います。これは要望で終わります。

以上で終わります。

○議長（石橋英和君）21番 岡君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時1分 休憩）